

「環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件」等の一部改正案について

2019年1月
環境再生・資源循環局

1 改正の趣旨

牛海綿状脳症（BSE）の国内での発生に伴い、2001年10月1日、農林水産省において飼肥料用の肉骨粉等を含む飼肥料の製造・販売の一時停止を2001年10月4日から行う旨を発表した。これに伴い、従来、飼肥料原料であった肉骨粉等について、廃棄物として処理することとなった。

これを受けて、環境省においては、製品として売れ残った肉骨粉が事業系の一般廃棄物であることを明らかにした。当該廃肉骨粉は廃棄物として処分する必要があるが、各市町村に対して協力を要請したものの、市町村の有する一般廃棄物処理施設だけでは十分な量の廃肉骨粉を処理することができないおそれがあった。

他方、セメント工場においては廃棄物の処理に協力が得られやすく、また、セメント工場の行程では、廃肉骨粉を助燃剤として焼却し、かつ残った灰がセメント原料となることから、セメント工場においては当該廃肉骨粉を安全かつ円滑に処理しうるものであるが、廃棄物処理法上、廃棄物の処理には処理施設毎に処分業の許可及び廃棄物処理施設設置許可が必要となる。

そこで、セメント工場において、廃肉骨粉を円滑に処理するため、廃棄物処理法に基づく特例措置（再生利用認定制度）を時限的に設けてきたところである。具体的には、廃肉骨粉の円滑な処理を促進するために、セメント工場において廃肉骨粉の再生利用を行うこととし、「環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件」（平成13年10月環境省告示第55号）（廃肉骨粉を追加）及び「廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準」（平成13年10月環境省告示第56号）の制定を行い、当該廃肉骨粉のセメント工場における再生利用を図るための特例を追加した。

その後も廃肉骨粉の利用規制が緩和されず、引き続き特例措置を講ずる必要があることから、失効時期を順次延長してきた。

また、2004年6月には、「環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件」（平成16年6月環境省告示42号）等を制定し、一般廃棄物である廃肉骨粉同様、産業廃棄物である廃肉骨粉も、特例措置として、再生利用認定制度の対象とした。

これについても、その後も肉骨粉に係る利用規制が緩和されず、引き続き特例措置を講ずる必要があることから、失効時期を順次延長してきた。

食品安全委員会は、2016年8月に公表した「プリオン評価書（牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）」において、出生年月で見た定型BSEの最終発生（2002年1月）以前に出生した牛については、飼料規制強化前に出生しており、汚染飼料に暴露した可能性は否定できないとの評価がなされ、引き続き、廃肉骨粉の飼料への利用等の制限が継続される予定である。

また、当該牛については、現時点で約6千頭飼養されているが、5年後（2023年度）には、5百頭（現時点の約1/10）まで減少すると見込まれる。十分に減少した時点で、食品安全委員会において、新たな科学的知見に基づく飼料規制等の見直しが

行われることが想定される。

このような状況にかんがみ、今般、特例省令の失効の時期を2024年3月31日まで延長するものである。

2 改正の内容

下記3件の告示の失効の時期をそれぞれ2024年3月31日まで延長することとする。

- ・環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件（平成13年10月環境省告示第55号）
- ・廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成13年10月環境省告示第56号）
- ・環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件（平成16年6月環境省告示42号）

3 今後の予定

2019年3月下旬 公布（公布日施行）